

被選挙権年齢の引き下げ等若い世代の政治参加の拡大を求める意見書（案）

我が国の被選挙権年齢は、公職選挙法により衆議院議員・都道府県議会議員・市区町村議会議員については満25歳以上、また参議院議員については満30歳以上と規定されている。

若い世代の声を政治に反映していくために、平成27年の公職選挙法の改正で選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられた。しかしながら若年層の投票率は、いずれの選挙でも他の年代と比べて低い水準にとどまっている。若者が政治に関心を持ち、若者の投票率の向上を目指すには、自分たちの声が政治に届き、政治が変わっていく、自分たちが直面している現実が変わるという実感を持てるようになることが重要であり、そのためにも同世代の政治家や候補者が増えることが求められる。

今年は、男子による普通選挙法が制定されて100年、婦人参政権が認められて80年の節目の年であり、この100年は、国民の参政権拡大の歩みであった。若い世代の政治への参加を促し、若い世代の声が政治により反映しやすくなるように、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 公職の被選挙権年齢を引き下げること。
- 2 主権者教育を促進・充実すること。
- 3 仕事を辞めなくても選挙に出やすくなるよう、立候補に伴う休暇制度を法制化するなど、立候補環境の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月14日

香 川 県 議 会